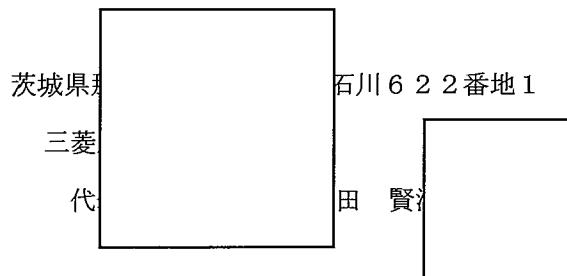


三原燃 第21-0331号
令和3年8月23日

原子力規制委員会 殿



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和3年2月25日付け原規規発第2102254号をもって加工施設の変更
に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書について、別紙のとおり軽微な
変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条
の二第五項の規定に基づき届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622番地1
代表者の氏名 代表取締役社長 梅田 賢治

2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の建物・構築物及び設備・機器
成形施設の設備・機器
被覆施設の設備・機器
組立施設の設備・機器
核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和3年2月25日
認可番号 原規規発第2102254号

4. 変更の内容

- (1)検査の方法に係る判定基準について、添付1に示すとおりとする。
- (2)材料一覧又は構造材の仕様における材料の表記について、添付2に示すとおりとする。
- (3)仕様表における員数の内訳の表記について、添付3に示すとおりとする。
- (4)材料一覧表における部位名の表記について、添付4に示すとおりとする。
- (5)添付図面における凡例の表記について、添付5に示すとおりとする。
- (6)添付図面における火災源の名称の表記について、添付6に示すとおりとする。
- (7)添付図面における部位名称及び材料の表記について、添付7に示すとおりとする。

- (8)添付図面における機器配置について、添付8に示すとおりとする。
- (9)添付書類Ⅱの加工施設の技術基準への適合に関する説明書の資料23設における員数の表記について、添付9に示すとおりとする。

5. 変更の理由

- (1)本変更の理由は、検査の方法に係る判定基準を明確にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。
- (2)本変更の理由は、材料に係る記載内容の拡充及び材料の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。
- (3)本変更の理由は、機器の員数の内訳の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。
- (4)本変更の理由は、部位名の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。
- (5)本変更の理由は、凡例の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。
- (6)本変更の理由は、火災源の名称の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。
- (7)本変更の理由は、部位名称及び材料の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。
- (8)本変更の理由は、機器配置の表示を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。
- (9)本変更の理由は、機器の員数の内訳の表記を適正にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二

項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。

添付 1

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由
既設部分の検査の方法に関する申請内容を明確化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-3-2 工場機械工場の検査の方法

工場名及工場名	検査の項目	検査の方法	検査の結果
2-3. 機器・システムの検査			
外観	外観	目視	目視検査
内観	内観	内視鏡等	内視鏡等による検査
音響	音響	音響測定装置	音響測定装置による測定
電気	電気	電気測定装置	電気測定装置による測定
機器・システムの検査結果	機器・システムの検査結果	機器・システムの検査結果	機器・システムの検査結果
2-4. 調査			
外観	外観	目視	目視検査
内観	内観	内視鏡等	内視鏡等による検査
音響	音響	音響測定装置	音響測定装置による測定
電気	電気	電気測定装置	電気測定装置による測定
機器・システムの検査結果	機器・システムの検査結果	機器・システムの検査結果	機器・システムの検査結果

表1-3-2 工場機械工場の検査の方法

工場名及工場名	検査の項目	検査の方法	検査の結果
2-3. 機器・システムの検査			
外観	外観	目視	目視検査
内観	内観	内視鏡等	内視鏡等による検査
音響	音響	音響測定装置	音響測定装置による測定
電気	電気	電気測定装置	電気測定装置による測定
機器・システムの検査結果	機器・システムの検査結果	機器・システムの検査結果	機器・システムの検査結果
2-4. 調査			
外観	外観	目視	目視検査
内観	内観	内視鏡等	内視鏡等による検査
音響	音響	音響測定装置	音響測定装置による測定
電気	電気	電気測定装置	電気測定装置による測定
機器・システムの検査結果	機器・システムの検査結果	機器・システムの検査結果	機器・システムの検査結果

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	<p>表I-3-12 工場排水機工場手当分より水槽下渠水槽地下よりの換算の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名及工事部位</th> <th>換算の項目</th> <th>換算の方法</th> <th>換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未開拓下水の引込渠</td> <td>未開拓下水の引込渠下渠水槽地下よりの換算</td> <td>未開拓下水の引込渠下渠水槽地下よりの換算</td> <td>11-8. 未開拓下水の引込渠</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>外壁の換算</td> <td>外壁の換算</td> <td>外壁</td> </tr> <tr> <td>内壁</td> <td>内壁の換算</td> <td>内壁の換算</td> <td>内壁</td> </tr> <tr> <td>計上部</td> <td>計上部の換算</td> <td>計上部の換算</td> <td>計上部</td> </tr> <tr> <td>計下部</td> <td>計下部の換算</td> <td>計下部の換算</td> <td>計下部</td> </tr> <tr> <td>計合計</td> <td>計合計の換算</td> <td>計合計の換算</td> <td>計合計</td> </tr> </tbody> </table> <p>※計上部の換算（構造物の構成、取扱方法等）は既存計上部の水槽下渠水槽地下よりの換算に準じて算出する。</p> <p>※内壁の換算は、既存内壁の工事部位及び工事の範囲と同一の内壁の換算をもつて算出する。</p> <p>※外壁の換算は、既存外壁の工事部位及び工事の範囲と同一の外壁の換算をもつて算出する。</p> <p>※計上部の換算は、既存計上部の工事部位及び工事の範囲と同一の計上部の換算をもつて算出する。</p> <p>※計下部の換算は、既存計下部の工事部位及び工事の範囲と同一の計下部の換算をもつて算出する。</p> <p>※計合計の換算は、既存計合計の工事部位及び工事の範囲と同一の計合計の換算をもつて算出する。</p>	工事名及工事部位	換算の項目	換算の方法	換算率	未開拓下水の引込渠	未開拓下水の引込渠下渠水槽地下よりの換算	未開拓下水の引込渠下渠水槽地下よりの換算	11-8. 未開拓下水の引込渠	外壁	外壁の換算	外壁の換算	外壁	内壁	内壁の換算	内壁の換算	内壁	計上部	計上部の換算	計上部の換算	計上部	計下部	計下部の換算	計下部の換算	計下部	計合計	計合計の換算	計合計の換算	計合計
工事名及工事部位	換算の項目	換算の方法	換算率																										
未開拓下水の引込渠	未開拓下水の引込渠下渠水槽地下よりの換算	未開拓下水の引込渠下渠水槽地下よりの換算	11-8. 未開拓下水の引込渠																										
外壁	外壁の換算	外壁の換算	外壁																										
内壁	内壁の換算	内壁の換算	内壁																										
計上部	計上部の換算	計上部の換算	計上部																										
計下部	計下部の換算	計下部の換算	計下部																										
計合計	計合計の換算	計合計の換算	計合計																										

変更後	<p>表I-3-12 工場排水機工場手当分より水槽下渠水槽地下よりの換算の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名及工事部位</th> <th>換算の項目</th> <th>換算の方法</th> <th>換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未開拓下水の引込渠</td> <td>未開拓下水の引込渠下渠水槽地下よりの換算</td> <td>未開拓下水の引込渠下渠水槽地下よりの換算</td> <td>11-8. 未開拓下水の引込渠</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>外壁の換算</td> <td>外壁の換算</td> <td>外壁</td> </tr> <tr> <td>内壁</td> <td>内壁の換算</td> <td>内壁の換算</td> <td>内壁</td> </tr> <tr> <td>計上部</td> <td>計上部の換算</td> <td>計上部の換算</td> <td>計上部</td> </tr> <tr> <td>計下部</td> <td>計下部の換算</td> <td>計下部の換算</td> <td>計下部</td> </tr> <tr> <td>計合計</td> <td>計合計の換算</td> <td>計合計の換算</td> <td>計合計</td> </tr> </tbody> </table> <p>※計上部の換算（構造物の構成、取扱方法等）は既存計上部の水槽下渠水槽地下よりの換算に準じて算出する。</p> <p>※内壁の換算は、既存内壁の工事部位及び工事の範囲と同一の内壁の換算をもつて算出する。</p> <p>※外壁の換算は、既存外壁の工事部位及び工事の範囲と同一の外壁の換算をもつて算出する。</p> <p>※計上部の換算は、既存計上部の工事部位及び工事の範囲と同一の計上部の換算をもつて算出する。</p> <p>※計下部の換算は、既存計下部の工事部位及び工事の範囲と同一の計下部の換算をもつて算出する。</p> <p>※計合計の換算は、既存計合計の工事部位及び工事の範囲と同一の計合計の換算をもつて算出する。</p> <p>※既存水槽下渠水槽地下よりの換算は、既存水槽下渠水槽地下よりの換算をもつて算出する。</p> <p>※既存外壁の換算は、既存外壁の工事部位及び工事の範囲と同一の外壁の換算をもつて算出する。</p> <p>※既存内壁の換算は、既存内壁の工事部位及び工事の範囲と同一の内壁の換算をもつて算出する。</p> <p>※既存計上部の換算は、既存計上部の工事部位及び工事の範囲と同一の計上部の換算をもつて算出する。</p> <p>※既存計下部の換算は、既存計下部の工事部位及び工事の範囲と同一の計下部の換算をもつて算出する。</p> <p>※既存計合計の換算は、既存計合計の工事部位及び工事の範囲と同一の計合計の換算をもつて算出する。</p>	工事名及工事部位	換算の項目	換算の方法	換算率	未開拓下水の引込渠	未開拓下水の引込渠下渠水槽地下よりの換算	未開拓下水の引込渠下渠水槽地下よりの換算	11-8. 未開拓下水の引込渠	外壁	外壁の換算	外壁の換算	外壁	内壁	内壁の換算	内壁の換算	内壁	計上部	計上部の換算	計上部の換算	計上部	計下部	計下部の換算	計下部の換算	計下部	計合計	計合計の換算	計合計の換算	計合計
工事名及工事部位	換算の項目	換算の方法	換算率																										
未開拓下水の引込渠	未開拓下水の引込渠下渠水槽地下よりの換算	未開拓下水の引込渠下渠水槽地下よりの換算	11-8. 未開拓下水の引込渠																										
外壁	外壁の換算	外壁の換算	外壁																										
内壁	内壁の換算	内壁の換算	内壁																										
計上部	計上部の換算	計上部の換算	計上部																										
計下部	計下部の換算	計下部の換算	計下部																										
計合計	計合計の換算	計合計の換算	計合計																										

変更対象を黒文字下線もしくは黒縁塗り、変更箇所を赤文字下線もしくは赤縁塗りで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	既存建物の検査の方法			
		既存の項目	既存の方法	検査の方法	検査基準
		既設部分の検査の方法に関する申請内容を明確化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	既設部分の検査の方法に関する申請内容を明確化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	既設部分の検査の方法に関する申請内容を明確化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	既設部分の検査の方法に関する申請内容を明確化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-4 既存建物の検査の方法

変更理由	既存建物の検査の方法	既存建物の検査の方法			
		既存の項目	既存の方法	検査の方法	検査基準
既設部分の検査の方法に関する申請内容を明確化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	既設部分の検査の方法に関する申請内容を明確化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	既設部分の検査の方法に関する申請内容を明確化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	既設部分の検査の方法に関する申請内容を明確化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	既設部分の検査の方法に関する申請内容を明確化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	既設部分の検査の方法に関する申請内容を明確化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは墨線用い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線用い表示す。

表 2-8-1 新設、追加、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (2/4)

検査の項目	検査の方法	判定基準	変更理由
表 2-8-1 新設、追加、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (2/4)			
配管	① 設備・機器の配置を自規により確認する。 ② 配管・機器(壁、床等、防護カバー)の配置を自規により確認する。 ③ 始封部が、ロータリーキルンの直接状況を自規により確認すること。	① 配置が申請内容と違うこと。 ② 配管・機器(壁、床等、防護カバー)の配置を自規により確認すること。 ③ 燃料炉、ロータリーキルンが申請内容と違うこと。	既設部分の検査の方法に関する申請内容を明確化するため。
排付	① 設備・機器を取り付けたボルトの寸法を自規により確認する。 ② 設備・機器を取り付けたボルトの寸法を品質記録または測定機器により確認する。 ③ ボルトの取付け状態を自規により確認する。 ④ ボルト、金属カバーの取付け状態を自規により確認する。 ⑤ 機器と機器(底板)、または機器と気体床面設備との接続を自規により確認する。	① ボルトの寸法が申請内容通りであること。 ② ボルトの寸法が申請内容通りであることを自規により確認すること。 ③ ボルトまたは測定機器により確認する。 ④ ボルトまたはナットが締みなく締め付けられていること。 ⑤ ボルトまたはナットが締みなく締め付けられていること。	なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
系統	⑥ 機器と蓄燃ガスシステムとの接続を自規により確認する。	⑥ 機器と蓄燃ガスシステムとの接続を自規により確認する。	
ユニット	① ユニットを施設上部に設置する。 ② 各ユニットを中心とした各部材の接続を確認する。 ③ 各ユニットを各部材系統に接続していることを確認する。 ④ 内部の圧力を確認する。	① ユニットに適用されている寸法制限基準を確認する。 ② 各ユニットを中心とした各部材の接続を確認する。	
安全装置	⑤ 機器と蓄燃ガスシステムとの接続を自規により確認する。	⑤ 機器と蓄燃ガスシステムとの接続を自規により確認する。	
ユニット	⑥ ユニットを施設上部に設置する。 ① 各ユニットを中心とした各部材の接続を確認する。 ② 各部材の接続部を確認する。	⑥ ユニットに適用されている寸法制限基準を確認する。 ① 各ユニットを中心とした各部材の接続を確認する。	
材料	③ 關係するユニットの表面面積を測定する。 工場供給の高さ490cm以上設備又は第2級燃料省油のスクランブ料簡筋(底板用)を①の対象とする。	③ 關係するユニットの表面面積を測定する。 ① 材料が申請内容のとおりであること。	
面渡	④ 用途材料を品質記録により確認する。 ① フードボックスを有する機器について ② 用途材料を品質記録により測定する。	④ 用途材料を品質記録により測定する。 ① 面渡が0.5m/sec以上であること。 ② 用途材料を品質記録により測定する。	

*材料は強度(機械的強度、耐食性など)が同等以上である相当品を申請内容に含むものとする。
※材料は强度(機械的強度、耐食性など)が同等以上である相当品を申請内容に含むものとする。

添付 2

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ建-2-1 付属建物シリンダ洗浄機 主要な構造材の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質 工事番号及び工事名	区分 新設	符号* 一 ガルバリウム鋼板：板厚□mm 外壁下地材： 底盤： 底盤：	部材寸法 ガルバリウム鋼板：板厚□mm 外壁下地材： 底盤： 底盤：	材質
1-a. 外壁更新	NSIR NSP1 NSP2 NCS			
1-b. 鋼原新設	新設	鋼板：板厚□mm (外側) 板厚□mm (内側)	鋼板：板厚□mm (外側) 板厚□mm (内側)	
1-c. 鋼原及びシャッタ 補強	新設	鋼原鋼板材 平鋼 角鉄 丸棒 シャッタ鋼板材 JIS H4100に定める 断面寸法：板□mm	鋼原鋼板材 平鋼 角鉄 丸棒 シャッタ鋼板材 JIS H4100に定める 断面寸法：板□mm	

* : 図面の符号を示す

(参考)
添付説明書一連2
添付説明書一連3

表イ建-2-1 付属建物シリンダ洗浄機 主要な構造材の仕様表(6/5)

主要な部材寸法及び材質 工事番号及び工事名	区分 新設	符号* 一 ガルバリウム鋼板：板厚□mm 外壁下地材： 底盤： 底盤：	部材寸法 ガルバリウム鋼板：板厚□mm 外壁下地材： 底盤： 底盤：	材質
1-a. 外壁更新	NSIR NSP1 NSP2 NCS			
1-b. 鋼原新設	新設	鋼板：板厚□mm (外側) 板厚□mm (内側)	鋼板：板厚□mm (外側) 板厚□mm (内側)	
1-c. 鋼原及びシャッタ 補強	新設	鋼原鋼板材 平鋼 角鉄 丸棒 シャッタ鋼板材 JIS H4100に定める 断面寸法：板□mm	鋼原鋼板材 平鋼 角鉄 丸棒 シャッタ鋼板材 JIS H4100に定める 断面寸法：板□mm	

* : 図面の符号を示す

(参考)
添付説明書一連2
添付説明書一連3

材料の表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更後

変更理由

変更対象を黒文字下線もしくは黒縞で、変更箇所を赤文字下線もしくは赤縞で示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規第2102254号にて認可)

別表イ説-35 リサイクル粉受けホッパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
リサイクル粉受けホッパ(1)	主要な構造材	柱(リサイクル粉受けホッパ)	
リサイクル粉受けホッパ(2)		柱(リサイクル粉受けホッパ操作台) はり(リサイクル粉受けホッパ架台)	
		柱(リサイクル粉受けホッパ) 柱(リサイクル粉クリューフィー ング) はり(リサイクル粉クリューフ ィーダ)	
ウランを取り扱う部 位		ウランを取り扱う部 位	リサイクル粉受けホッパ リサイクル粉未配管 ピンプレーカ ロータリバルブ(リサイクル粉受 けホッパ(1)) リサイクル粉クリューフィーダ
その他			販付ボルト(リサイクル粉受けホ ッパ架台) 販付ボルト(リサイクル粉クリ ューフィーダ) 販付ボルト(リサイクル粉受けホ ッパ(1)) 販付ボルト(リサイクル粉受けホ ッパ(2)) 金網配管 逆止弁 オイルパン(ピンプレーカ) オイルパン(ロータリバルブ) オイルパン(リサイクル粉クリ ューフィーダ)

事業許可の対応：[90], [91]

別表イ説-35 リサイクル粉受けホッパ 材料一覧

機器名	部位	主要な構造材	部位名	材料
リサイクル粉受けホッ パ(1)		柱(リサイクル粉受けホッパ)	柱(リサイクル粉受けホッパ)	
リサイクル粉受けホッ パ(2)		柱(リサイクル粉受けホッパ操作 台)	柱(リサイクル粉受けホッパ架 台)	
		柱(リサイクル粉受けホッパ) 柱(リサイクル粉クリューフィ ング) はり(リサイクル粉クリューフ ィーダ)	柱(リサイクル粉受けホッパ) 柱(リサイクル粉クリューフィ ング) はり(リサイクル粉クリューフ ィーダ)	
ウランを取り扱う部 位		ウランを取り扱う部 位	リサイクル粉受けホッパ リサイクル粉未配管 ピンプレーカ ロータリバルブ(リサイクル粉受 けホッパ(1)) リサイクル粉クリューフィーダ	
その他			販付ボルト(リサイクル粉受けホ ッパ架台) 販付ボルト(リサイクル粉クリ ューフィーダ) 販付ボルト(リサイクル粉受けホ ッパ(1)) 販付ボルト(リサイクル粉受けホ ッパ(2)) 金網配管 逆止弁 オイルパン(ピンプレーカ) オイルパン(ロータリバルブ) オイルパン(リサイクル粉クリ ューフィーダ)	

事業許可との対応：[90], [91]

材料の表記を適正化するた
め。
なお、適合性評価における
影響がなく、加工施設の保
全上支障のない変更であ
る。

変更後

変更理由

変更対象を黒文字下線もしくは黒縦塗い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤縦塗いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規第2102254号にて認可)

表へ達-2-1 付属建物原科貯蔵所 主要な構造材の仕様表(3/3)

主要な鋼材寸法及び材質

工事番号及び工事名稱	区分	鋼材寸法	材質
4-a. 施工外壁の鍛打部材強	新設	鉄筋: D10, D13, D16 筋筋: D19, D22 あと施工アンカー: D13, D16 あと施工アンカー: D19	4-a. 施工外壁の鍛打部材強 新設 筋筋: D10, D13, D16 筋筋: D19, D22 あと施工アンカー: D13, D16 あと施工アンカー: D19
4-b. 施工外壁の鍛打部材強	新設	鉄筋: D10, D13, D16 筋筋: D25 あと施工アンカー: D13, D16 あと施工アンカー: D19, D22	4-b. 施工外壁の鍛打部材強 新設 筋筋: D10, D13, D16 筋筋: D25 あと施工アンカー: D13, D16 あと施工アンカー: D19, D22
4-c. 鋼屋根板	新設	鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm (外側) 板厚 <input type="text"/> mm (内側)	4-c. 鋼屋根板 新設 鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm (外側) 板厚 <input type="text"/> mm (内側)
4-d. 鋼屋根強	新設	鋼屋根板 平鋼 角材 <input type="text"/>	4-d. 鋼屋根強 新設 鋼屋根板 平鋼 角材 <input type="text"/>

(参考)
添付説明書一塗2
添付説明書一塗3

主要な鋼材寸法及び材質

工事番号及び工事名稱	区分	鋼材寸法	材質
4-a. 施工外壁の鍛打部材強	新設	鉄筋: D10, D13, D16 筋筋: D19, D22 あと施工アンカー: D13, D16 あと施工アンカー: D19	4-a. 施工外壁の鍛打部材強 新設 筋筋: D10, D13, D16 筋筋: D19, D22 あと施工アンカー: D13, D16 あと施工アンカー: D19
4-b. 施工外壁の鍛打部材強	新設	鉄筋: D10, D13, D16 筋筋: D25 あと施工アンカー: D13, D16 あと施工アンカー: D19, D22	4-b. 施工外壁の鍛打部材強 新設 筋筋: D10, D13, D16 筋筋: D25 あと施工アンカー: D13, D16 あと施工アンcker: D19, D22
4-c. 鋼屋根板	新設	鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm (外側) 板厚 <input type="text"/> mm (内側)	4-c. 鋼屋根板 新設 鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm (外側) 板厚 <input type="text"/> mm (内側)
4-d. 鋼屋根強	新設	鋼屋根板 平鋼 角材 <input type="text"/>	4-d. 鋼屋根強 新設 鋼屋根板 平鋼 角材 <input type="text"/>

(参考)
添付説明書一塗2
添付説明書一塗3

変更後	変更理由
	材料の表記を適正化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト達-2-1 付属建物第1施設物処理所 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐衝撃性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様 項目	仕様(工事番号及び工事名稱)	対象図面
(1)木体	6-a. 柱脚補強 柱脚筋打ち補強・鉄筋コンクリート 鉄筋 : 混合アンカーワーク D16 [] mm 、 D22 [] mm 6-b. 鋼骨 : 振附 [] mm 6-c. 鋼骨 : レース交換補強 6-d. 鋼骨 : レース交換補強 6-e. 鋼骨 : レース交換補強 6-f. 鋼骨 : レース交換補強 6-g. 鋼骨 : 屋根面/フレース打附 6-h. 柱脚補強 6-i. 外壁サイディング剥離 6-j. 柱脚補接接着 6-k. 鋼板新設 6-l. シャッタ新設 6-m. 鋼板新設 6-n. 鋼板新設 6-o. その他 壁面防護止み 閉じ込みが生ぬ 向上	(1)本体 6-a. 木脚補強 : 施工 -1-9-12 6-b. 木脚補強 : 施工 -1-9-11 6-c. 木脚補強 : 施工 -1-9-16 6-d. 木脚補強 : 施工 -1-7, 9, 11 6-e. 木脚補強 : 施工 -1-8, 16 6-f. 木脚補強 : 施工 -1-7, 10 6-g. 木脚補強 : 施工 -1-7~ 12, 16 6-h. 木脚補強 : 施工 -1-6, 9~ 12, 16 (参考) EI-4 R-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書 -図 2
(1)木体	6-i. 外壁サイディング剥離 外壁下地材 : [] mm 6-j. ロックワールモルタル脚板 : 板厚 [] mm 6-k. 鋼板新設 : 板厚 [] mm 6-l. シャッタ新設 : 板厚 [] mm 6-m. 鋼板新設 : 板厚 [] mm 6-n. 鋼板新設 : 板厚 [] mm 6-o. その他 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 壁面防護止み 閉じ込みが生ぬ 向上	(1)木体 6-i. 外壁サイディング剥離 外壁下地材 : [] mm 6-j. ロックワールモルタル脚板 : 板厚 [] mm 6-k. 鋼板新設 : 板厚 [] mm 6-l. シャッタ新設 : 板厚 [] mm 6-m. 鋼板新設 : 板厚 [] mm 6-n. 鋼板新設 : 板厚 [] mm 6-o. その他 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 壁面防護止み 閉じ込みが生ぬ 向上
(1)木体	6-a. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-b. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-c. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-d. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-e. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-f. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-g. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-h. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-i. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-j. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-k. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-l. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-m. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-n. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-o. その他 壁面防護止み 閉じ込みが生ぬ 向上	(1)木体 6-a. 木脚補強 : 施工 -1-9-12 6-b. 木脚補強 : 施工 -1-9-11 6-c. 木脚補強 : 施工 -1-9-16 6-d. 木脚補強 : 施工 -1-7, 9, 11 6-e. 木脚補強 : 施工 -1-8, 16 6-f. 木脚補強 : 施工 -1-7, 10 6-g. 木脚補強 : 施工 -1-7~ 12, 16 6-h. 木脚補強 : 施工 -1-6, 9~ 12, 16 (参考) EI-4 R-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書 -図 3
(1)木体	6-i. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-j. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-k. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-l. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-m. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-n. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-o. その他 壁面防護止み 閉じ込みが生ぬ 向上	(1)木体 6-i. 木脚補強 : 施工 -1-9-12 6-b. 木脚補強 : 施工 -1-9-11 6-c. 木脚補強 : 施工 -1-9-16 6-d. 木脚補強 : 施工 -1-7, 9, 11 6-e. 木脚補強 : 施工 -1-8, 16 6-f. 木脚補強 : 施工 -1-7, 10 6-g. 木脚補強 : 施工 -1-7~ 12, 16 6-h. 木脚補強 : 施工 -1-6, 9~ 12, 16 (参考) EI-4 R-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書 -図 3

材料に係る記載内容を扩充
及び材料表記を適正化する
ため。

表ト達-2-1 付属建物第1施設物処理所 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐衝撃性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様 項目	仕様(工事番号及び工事名稱)	対象図面
(1)木体	6-a. 柱脚補強 柱脚筋打ち補強・鉄筋コンクリート 鉄筋 : 混合アンカーワーク D16 [] mm 、 D22 [] mm 6-b. 鋼骨 : 振附 [] mm 6-c. 鋼骨 : レース交換補強 6-d. 鋼骨 : レース交換補強 6-e. 鋼骨 : レース交換補強 6-f. 鋼骨 : レース交換補強 6-g. 鋼骨 : 屋根面/フレース打附 6-h. 柱脚補強 6-i. 外壁サイディング剥離 6-j. 柱脚補接接着 6-k. 鋼板新設 6-l. シャッタ新設 6-m. 鋼板新設 6-n. 鋼板新設 6-o. その他 壁面防護止み 閉じ込みが生ぬ 向上	(1)本体 6-a. 木脚補強 : 施工 -1-9-12 6-b. 木脚補強 : 施工 -1-9-11 6-c. 木脚補強 : 施工 -1-9-16 6-d. 木脚補強 : 施工 -1-7, 9, 11 6-e. 木脚補強 : 施工 -1-8, 16 6-f. 木脚補強 : 施工 -1-7, 10 6-g. 木脚補強 : 施工 -1-7~ 12, 16 6-h. 木脚補強 : 施工 -1-6, 9~ 12, 16 (参考) EI-4 R-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書 -図 2
(1)木体	6-i. 外壁サイディング剥離 外壁下地材 : [] mm 6-j. ロックワールモルタル脚板 : 板厚 [] mm 6-k. 鋼板新設 : 板厚 [] mm 6-l. シャッタ新設 : 板厚 [] mm 6-m. 鋼板新設 : 板厚 [] mm 6-n. 鋼板新設 : 板厚 [] mm 6-o. その他 壁面防護止み 閉じ込みが生ぬ 向上	(1)木体 6-i. 外壁サイディング剥離 外壁下地材 : [] mm 6-j. ロックワールモルタル脚板 : 板厚 [] mm 6-k. 鋼板新設 : 板厚 [] mm 6-l. シャッタ新設 : 板厚 [] mm 6-m. 鋼板新設 : 板厚 [] mm 6-n. 鋼板新設 : 板厚 [] mm 6-o. その他 壁面防護止み 閉じ込みが生ぬ 向上
(1)木体	6-a. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-b. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-c. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-d. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-e. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-f. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-g. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-h. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-i. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-j. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-k. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-l. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-m. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-n. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-o. その他 壁面防護止み 閉じ込みが生ぬ 向上	(1)木体 6-i. 木脚補強 : 施工 -1-9-12 6-b. 木脚補強 : 施工 -1-9-11 6-c. 木脚補強 : 施工 -1-9-16 6-d. 木脚補強 : 施工 -1-7, 9, 11 6-e. 木脚補強 : 施工 -1-8, 16 6-f. 木脚補強 : 施工 -1-7, 10 6-g. 木脚補強 : 施工 -1-7~ 12, 16 6-h. 木脚補強 : 施工 -1-6, 9~ 12, 16 (参考) EI-4 R-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書 -図 3
(1)木体	6-i. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-j. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-k. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-l. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-m. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-n. 木脚補強 下地材 石膏ボード : 板厚 [] mm 6-o. その他 壁面防護止み 閉じ込みが生ぬ 向上	(1)木体 6-i. 木脚補強 : 施工 -1-9-12 6-b. 木脚補強 : 施工 -1-9-11 6-c. 木脚補強 : 施工 -1-9-16 6-d. 木脚補強 : 施工 -1-7, 9, 11 6-e. 木脚補強 : 施工 -1-8, 16 6-f. 木脚補強 : 施工 -1-7, 10 6-g. 木脚補強 : 施工 -1-7~ 12, 16 6-h. 木脚補強 : 施工 -1-6, 9~ 12, 16 (参考) EI-4 R-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書 -図 3

変更前(令和3年2月25日付 原規規第2102254号にて認可)

表ト達-2-1 付属物第1燃焼物処理所 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質 工事番号及び品名	区分	符号*	部材寸法	材質
6-a.柱脚補強	新設	—		
6-b.梁脚ブレース新設	新設	NB1		
6-c.柱脚補強	新設	NB1A NB1 NB2		
6-d.斜角梁交換補強	新設	NB3 NB4 NB5 NB6 NB7 NB8 NB9 NB10 NB11 NB12		
6-e.屋根面ブレース追設	既設	—		
6-f.柱脚強	新設	NRCT		
6-g.柱脚柱口脚筋補強	新設	—		
6-h.柱脚間接脚筋強	新設	—		
6-i.間口切り壁更新	新設	—		
6-j.外壁サイディング 補強	新設	NCIR NP1 NP2 NP3 NP4 NP5 NHG1 NHG2 NHG3 NHG4 NHG5 NCG1		
6-k.鋼板新設	新設	—		
6-l.シャッタ脚筋	新設	—		
6-m.斜角脚強	新設	—		

* : 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一巻2
添付説明書一巻3

1671

変更後					変更理由																																																																						
材料に係る記載内容を拡充 及び材料表記を適正化する ため。					なお、適合性評価における 影響がなく、加工施設の保 全上支障のない変更であ る。																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要な部材寸法及び材質 工事番号及び品名</th><th>区分</th><th>符号*</th><th>部材寸法</th><th>材質</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6-a.柱脚補強</td><td>新設</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6-b.梁脚ブレース新設</td><td>新設</td><td>NB1 NB1A NB1 NB2 NB3 NB4 NB5 NB6 NB7 NB8 NB9 NB10 NB11 NB12</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6-c.柱脚補強</td><td>既設</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6-d.斜角梁交換補強</td><td>既設</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6-e.屋根面ブレース追設</td><td>新設</td><td>NHBr1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6-f.柱脚強</td><td>既設</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6-g.柱脚柱口脚筋強</td><td>既設</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6-h.柱脚間接脚筋強</td><td>既設</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6-i.間口切り壁更新</td><td>既設</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6-j.外壁サイディング 補強</td><td>既設</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6-k.鋼板新設</td><td>既設</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6-l.シャッタ脚筋</td><td>既設</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6-m.斜角脚強</td><td>既設</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					主要な部材寸法及び材質 工事番号及び品名	区分	符号*	部材寸法	材質	6-a.柱脚補強	新設	—			6-b.梁脚ブレース新設	新設	NB1 NB1A NB1 NB2 NB3 NB4 NB5 NB6 NB7 NB8 NB9 NB10 NB11 NB12			6-c.柱脚補強	既設	—			6-d.斜角梁交換補強	既設	—			6-e.屋根面ブレース追設	新設	NHBr1			6-f.柱脚強	既設	—			6-g.柱脚柱口脚筋強	既設	—			6-h.柱脚間接脚筋強	既設	—			6-i.間口切り壁更新	既設	—			6-j.外壁サイディング 補強	既設	—			6-k.鋼板新設	既設	—			6-l.シャッタ脚筋	既設	—			6-m.斜角脚強	既設	—			
主要な部材寸法及び材質 工事番号及び品名	区分	符号*	部材寸法	材質																																																																							
6-a.柱脚補強	新設	—																																																																									
6-b.梁脚ブレース新設	新設	NB1 NB1A NB1 NB2 NB3 NB4 NB5 NB6 NB7 NB8 NB9 NB10 NB11 NB12																																																																									
6-c.柱脚補強	既設	—																																																																									
6-d.斜角梁交換補強	既設	—																																																																									
6-e.屋根面ブレース追設	新設	NHBr1																																																																									
6-f.柱脚強	既設	—																																																																									
6-g.柱脚柱口脚筋強	既設	—																																																																									
6-h.柱脚間接脚筋強	既設	—																																																																									
6-i.間口切り壁更新	既設	—																																																																									
6-j.外壁サイディング 補強	既設	—																																																																									
6-k.鋼板新設	既設	—																																																																									
6-l.シャッタ脚筋	既設	—																																																																									
6-m.斜角脚強	既設	—																																																																									

変更対象を黒文字下線もしくは赤字で示す。
変更箇所を赤文字下線もしくは赤字で示す。

1671

変更前(令和3年2月25日付 原規規範第2102254号にて認可)

表ト建-2-3 付属建物第2施設物処理所 主要な構造材基本仕様
耐燃性能及び耐候性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	耐燃性能 向上	耐候性能 向上
(1)本体	(1)本体 8-a.柱梁: 口部補強 8-b.鋼板: 板厚 mm 他 (2)南北渡り廊下 8-c.エキスパンションジョイントガス(注1) 鋼板: 板厚 (屋内) mm 止水シート: 幅さ mm 図イ締一2(1/3)~(3/3) 添付説明書 1-2	(1)本体 8-a.柱梁: 口部補強 8-b.鋼板: 板厚 mm 他 (2)南北渡り廊下 8-d.エキスパンションジョイント改修(注1) 鋼板: 板厚 (屋外) mm 止水シート: 幅さ mm 図イ締一2(1/3)~(3/3)
(1)木柱	(1)木柱 8-e.鉄筋折板 8-f.鋼板: (2)南北渡り廊下 8-g.鋼板折板 8-h.鋼板: 板厚 mm 8-i.外壁: サイディング 外壁下地材: [] 8-j.外壁: サイディング 8-k.エキスパンションジョイント 鋼板: 板厚 (屋外) mm 8-l.鉄筋補強 鉄筋: 板厚 (屋外) mm (3)南北渡り廊下 (屋根) 8-m.折板: 板厚 mm 鉄骨: []	(1)木柱 8-e.鉄筋折板 8-f.鋼板: (2)南北渡り廊下 8-g.鋼板折板 8-h.鋼板: 板厚 mm 8-i.外壁: サイディング 外壁下地材: [] 8-j.外壁: サイディング 8-k.エキスパンションジョイント 鋼板: 板厚 (屋外) mm 8-l.鉄筋補強 鉄筋: 板厚 (屋外) mm (3)南北渡り廊下 (屋根) 8-m.折板: 板厚 mm 鉄骨: []
(1)本体 その他 延焼防止 性面に上	(1)本体 8-n.外部階段移設 下地材: [] 8-o.面火壁用板 下地材: [] 石膏ボード: 板厚 mm (×2) 図イ締一2(1/3)~(2/3) 添付説明書 8	(1)本体 8-b.外部階段移設 下地材: [] 8-c.面火壁用板 下地材: [] 石膏ボード: 板厚 mm (×2) 図イ締一2(1/3)~(2/3) 添付説明書 8

注 1) シリンダ充満槽とのエキスパンションジョイント①及び第1施設物処理所とエキスパンションジョイント②は図イ締 1-5 に示す。

変更後		変更理由
<p>材料に係る記載内容を拡充化するため。</p> <p>なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>		

表ト建-2-3 付属建物第2施設物処理所 主要な構造材基本仕様

項目	耐燃性能及び耐候性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様	対象図面
耐燃性能 向上	(1)本体 8-a.柱梁: 口部補強 8-b.鋼板: 板厚 mm 他 (2)南北渡り廊下 8-c.エキスパンションジョイントガス(注1) 鋼板: 板厚 (屋内) mm 止水シート: 幅さ mm 図イ締一2(1/3)~(3/3) 添付説明書 1-2	(1)本体 8-a.柱梁: 口部補強 8-b.鋼板: 板厚 mm 他 (2)南北渡り廊下 8-d.エキスパンションジョイント改修(注1) 鋼板: 板厚 (屋外) mm 止水シート: 幅さ mm 図イ締一2(1/3)~(3/3) 添付説明書 1-2
耐候性能 向上	(1)本体 8-e.鉄筋折板 8-f.鋼板: (2)南北渡り廊下 8-g.鋼板折板 8-h.鋼板: 板厚 mm 8-i.外壁: サイディング 外壁下地材: [] 8-j.外壁: サイディング 8-k.エキスパンションジョイント 鋼板: 板厚 (屋外) mm 8-l.鉄筋補強 鉄骨: []	(1)本体 8-e.鉄筋折板 8-f.鋼板: (2)南北渡り廊下 8-g.鋼板折板 8-h.鋼板: 板厚 mm 8-i.外壁: サイディング 外壁下地材: [] 8-j.外壁: サイディング 8-k.エキスパンションジョイント 鋼板: 板厚 (屋外) mm 8-l.鉄筋補強 鉄骨: []
耐候性能 向上	(1)本体 8-b.外部階段移設 下地材: [] 8-c.面火壁用板 下地材: [] 石膏ボード: 板厚 mm (×2) 図イ締一2(1/3)~(2/3) 添付説明書 8	(1)本体 8-b.外部階段移設 下地材: [] 8-c.面火壁用板 下地材: [] 石膏ボード: 板厚 mm (×2) 図イ締一2(1/3)~(2/3) 添付説明書 8

注 1) シリンダ充満槽とのエキスパンションジョイント①及び第1施設物処理所とエキスパンションジョイント②は図イ締 1-5 に示す。

変更対象を黒文字下線もしくは墨線用い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線用い表示。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト達-2-3 付属機物第2施設物処理所 主要な構造材の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質			
区分	符号*	部材寸法	材質
8-a.柱梁柱頭補強	新設	一	工事番号及び工事名未記
	原版	一	工事番号及び工事名未記
8-b.外閣閣段段	新設	一	8-a.柱梁柱頭補強
8-c.耐火壁頭板	新設	一	8-b.外閣閣段段
8-d.エキスパンションジョイント改造	新設	一	8-c.耐火壁頭板
8-e.鋼板新設	新設	一	8-d.エキスパンションジョイント改造
8-f.外閣サイディング	新設 補強	一	8-e.鋼板新設
	NG1R	一	8-f.外閣サイディング
	NC1	一	新設
	NC2	一	NC1R
	NP1	一	NC2
	NP2	一	NP1
	NP3	一	NP2
	NP4	一	NP3
	NG1	一	NP4
	NB1	一	NG1
	NGC1	一	NG2
	NGC2	一	NGC1
	NGC3	一	NGC2
	NGC4	一	NGC3
	NGC5	一	NGC4
	NGC1	一	NGC5
	NGC2	一	NGC1
	NGC3	一	NGC2
	NGC4	一	NGC3
	NGC5	一	NGC4
	Nbr-1	一	NGC5
8-g.鉄扉新設	新設	一	8-g.鉄扉新設
8-h.発展制御	新設	一	8-h.鉄扉新設
8-i.折板通路補強	新設	一	8-i.折板通路補強
	Nbr1	一	Nbr1

* : 図面の符号を示す

(参考)

添付説明書一連2

添付説明書一連3

1678

変更後			
材料に係る記載内容を拡充及び材料表記を適正化するため。			なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
			なよ、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表ト達-2-3 付属機物第2施設物処理所 主要な構造材の仕様表(6/5)

主要な部材寸法及び材質			
区分	符号*	部材寸法	材質
8-a.柱梁柱頭補強	新設	一	工事番号及び工事名未記
	原版	一	工事番号及び工事名未記
8-b.外閣閣段段	新設	一	8-a.柱梁柱頭補強
8-c.耐火壁頭板	新設	一	8-b.外閣閣段段
8-d.エキスパンションジョイント改修	新設	一	8-c.耐火壁頭板
8-e.鋼板新設	新設	一	8-d.エキスパンションジョイント改修
8-f.外閣サイディング	新設 補強	一	8-e.鋼板新設
	NG1R	一	8-f.外閣サイディング
	NC1	一	新設
	NC2	一	NC1R
	NP1	一	NC2
	NP2	一	NP1
	NP3	一	NP2
	NP4	一	NP3
	NG1	一	NP4
	NB1	一	NG1
	NGC1	一	NG2
	NGC2	一	NGC1
	NGC3	一	NGC2
	NGC4	一	NGC3
	NGC5	一	NGC4
	NGC1	一	NGC5
	NGC2	一	NGC1
	NGC3	一	NGC2
	NGC4	一	NGC3
	NGC5	一	NGC4
	Nbr-1	一	NGC5
8-g.鉄扉新設	新設	一	8-g.鉄扉新設
8-h.発展制御	新設	一	8-h.鉄扉新設
8-i.折板通路補強	新設	一	8-i.折板通路補強
	Nbr1	一	Nbr1

* : 図面の符号を示す

(参考)

添付説明書一連2

添付説明書一連3

1678

変更対象を黒文字下線もしくは黒縞で、変更箇所を赤文字下線もしくは赤縞で示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規第2102254号にて認可)

表ト建-2-4 付属建物第3施設物倉庫 主要な構造材の仕様表(1/2)

建物の種類	(1)付属建物第3施設物倉庫	
	①筋3施設物倉庫 構造:鉄骨造 屋根:鉄骨ナサイディング 基礎:折板 基礎:柱基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に折板基礎で支持 地盤:N值:30以上の砂質層	②第3施設物倉庫 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直埋支承 地盤:長期許容応力度 50kN/m ² 以上、短期許容応力度 100kN/m ² 以上の地盤近くのローム層
	<p>主要な構造材</p> <p>①鉄筋コンクリート ・柱:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A398に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm³以上) ・鉄骨:既設基礎梁、既存床:既存床:既存床强度 30.0kN/mm² JIS G3192に定める角鋼 JIS G3194に定める平鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 JIS G3466に定める角形鋼管、Z形鋼 JIS G3250に定める角形鋼管、Z形鋼 ③外壁: ・上部の鉄骨 サイディング ・下部の筋 ④柱:JIS G3322に定める ⑤床:JIS G322に定める ⑥柱:JIS G322に定める 抗長さ: mm 抗歪寸法: mm 抗先端硬度: 錆計 GL から-7.7m</p> <p>(参考) 添付説明書一巻2 添付説明書一巻3</p>	<p>主要な構造材</p> <p>①鉄筋コンクリート ・柱:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A398に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm³以上) ・鉄骨:既設基礎梁、既存床:既存床:既存床强度 30.0kN/mm² JIS G3192に定める角鋼 JIS G322に定める角鋼 ③外壁: ・上部の鉄骨 サイディング ・下部の筋 ④柱:JIS G322に定める ⑤床:JIS G322に定める 抗長さ: mm 抗歪寸法: mm 抗先端硬度: 錆計 GL から-7.7m</p> <p>(参考) 添付説明書一巻2 添付説明書一巻3</p>

変更後	変更理由
	<p>材料の表記を適正化するため。</p> <p>なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p> <p>(1)付属建物第3施設物倉庫 ①筋3施設物倉庫 構造:鉄骨造 屋根:鉄骨ナサイディング 基礎:折板 基礎:柱基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に折板基礎で支持 地盤:N值:30以上の砂質層</p> <p>②第3施設物倉庫 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直埋支承 地盤:長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上の地盤近くのローム層</p> <p>(参考) 添付説明書一巻2 添付説明書一巻3</p>

項目	耐震性能及び耐候性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様 仕様(工事番号及び工事名)	対象図面
	<p>(1)本体 9-a. 外壁 外壁:サイディング 外壁下地材:板厚 mm 外壁耐火被覆材: 屋比重 0.3 以上 加工厚さ mm 耐荷重 性能向上</p> <p>(2)外壁 9-b. 外壁 外壁:サイディング 外壁下地材:板厚 mm 外壁耐火被覆材: 屋比重 0.3 以上 加工厚さ mm 耐荷重 性能向上</p> <p>(3)外壁 9-c. シャッター交換 外壁:板厚 mm (鋼材はシナフ鋼製ハーフの部材、板厚は、シナフのスチール部材を用いた 外壁耐火被覆材:板厚 mm 加工厚さ mm 耐荷重 性能向上</p> <p>(4)外壁 9-d. 断熱材 外壁:板厚 mm 耐荷重 性能向上</p>	<p>(1)本体 9-a. 外壁 外壁:サイディング 外壁下地材:板厚 mm 外壁耐火被覆材: 屋比重 0.3 以上 加工厚さ mm 耐荷重 性能向上</p> <p>(2)外壁 9-b. 外壁 外壁:サイディング 外壁下地材:板厚 mm 外壁耐火被覆材: 屋比重 0.3 以上 加工厚さ mm 耐荷重 性能向上</p> <p>(3)外壁 9-c. シャッター交換 外壁:板厚 mm (鋼材はシナフ鋼製ハーフの部材、板厚は、シナフのスチール部材を用いた 外壁耐火被覆材:板厚 mm 加工厚さ mm 耐荷重 性能向上</p> <p>(4)外壁 9-d. 断熱材 外壁:板厚 mm 耐荷重 性能向上</p>

変更対象を黒文字下線もしくは赤文字下線もしくは赤線で示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト達-2-4 付属建物第3供棄物倉庫 主要な構造材の仕様表(2/2)

主要な構造材及び材質 工事番号及び工事名		区分 新設	符号* NS1 NSP1 NSP2 NSP3 NSP4 NSP5 NSD1 NSB2 NSB3 NSB4 NSCB1	部材寸法 —	材質 —
9-a.外壁更新	—	新設	NS1R NSP1 NSP2 NSP3 NSP4 NSP5 NSD1 NSB2 NSB3 NSB4 NSCB1	NS1R NSP1 NSP2 NSP3 NSP4 NSP5 NSB1 NSB2 NSB3 NSB4 NSCB1	—
9-b.床面補強	—	新設	—	—	—
9-c.シャッタ更新	—	新設	—	—	—
9-d.折板屋根及び補強	—	新設 既設	NPR —	新設 既設	NPR —

* : 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一巻2
添付説明書一巻3

材料の表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更後

変更理由

材料の表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表ト達-2-4 付属建物第3供棄物倉庫 主要な構造材の仕様表(2/2)

主要な構造材及び材質 工事番号及び工事名		区分 新設	符号* NS1R NSP1 NSP2 NSP3 NSP4 NSP5 NSB1 NSB2 NSB3 NSB4 NSCB1	部材寸法 —	材質 —
9-a.外壁更新	—	新設	NS1R NSP1 NSP2 NSP3 NSP4 NSP5 NSB1 NSB2 NSB3 NSB4 NSCB1	NS1R NSP1 NSP2 NSP3 NSP4 NSP5 NSB1 NSB2 NSB3 NSB4 NSCB1	—
9-b.床面補強	—	新設	—	—	—
9-c.シャッタ更新	—	新設	—	—	—
9-d.折板屋根及び補強	—	新設 既設	NPR —	新設 既設	NPR —

* : 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一巻2
添付説明書一巻3

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第210254号にて認可)

別表ト能力一表1 転換第1液体貯槽 材料一覧

機器名	部位	主要な構造材	材料
転換第1液体貯槽	柱(転換第1液体貯槽)	柱(転換第1液体貯槽)	
	柱(転換第1液体貯槽架台)	柱(転換第1液体貯槽本体)	
底板と接触する部位	転換第1液体貯槽本体 配管 液体送液ポンプ	転換第1液体貯槽本体 配管 液体送液ポンプ	
その他	アンカーボルト(転換第1液体貯槽架台) 取付ボルト(転換第1液体貯槽) 金属製カバー 液位計(底板部) オイルベン	アンカーボルト(転換第1液体貯槽架台) 取付ボルト(転換第1液体貯槽) 金属製カバー 液位計(底板部) オイルベン	

事業許可との対応 : (707), (708)

別表ト能力一表1 転換第1液体貯槽 材料一覧

機器名	部位	主要な構造材	材料
転換第1液体貯槽	柱(転換第1液体貯槽)	柱(転換第1液体貯槽)	
	柱(転換第1液体貯槽架台)	柱(転換第1液体貯槽本体)	
底板と接触する部位	転換第1液体貯槽本体 配管 液体送液ポンプ	転換第1液体貯槽本体 配管 液体送液ポンプ	
その他	アンカーボルト(転換第1液体貯槽架台) 取付ボルト(転換第1液体貯槽) 金属製カバー 液位計(底板部) オイルベン	アンカーボルト(転換第1液体貯槽架台) 取付ボルト(転換第1液体貯槽) 金属製カバー 液位計(底板部) オイルベン	

事業許可との対応 : (707), (708)

変更後

変更理由

材料の表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

1978

変更対象を黒文字下線もしくは黒字、変更箇所を赤文字下線もしくは赤字で示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

添説書2-IV.付2-2表 鋼骨部材一覧

区分	部材	符号	部材断面	材質
新設				

新設

既設

5031

変更後

添説書2-IV.付2-2表 鋼骨部材一覧

区分	部材	符号	部材断面	材質
新設				

新設

既設

5031

材料に係る記載内容を拡充化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更理由

変更対象を黒文字下線もしくは黒線引い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線引い表示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規第2102254号にて認可)

添付説明書一巻2-VI付録2
第2施設物処理所 鋼材一覧
鉄骨部材、基礎梁、基礎柱に関する各部材一覧(配筋図)を、添説2-VI.付2-1表～添説2-VI.付2-8表に示す。

添説2-VI.付2-1表 鉄骨部材一覧

区分	部材	番号	鋼材断面	材質
柱	NC1			
	NC2			
	NP1			
	NP2			
間柱	NP3			
	NP4			
	NP5			
	NP6			
大梁	NP7			
	NP8			
	NP9			
	NP10			
小梁	NP11			
	NP12			
	NP13			
	NP14			
新設	NIG1			
	NIG2			
	NIG3			
	NIG4			
水平梁 (耐風梁)	NIG5			
	NCG1			
	NCG2			
	NCG3			
片持ち梁	NCG4			
	NBR1			
	NBR2			
	NBR3			
水平ブリース 鉛直ブリース	NBR4			
	NBR5			
	NBR6			
	NBR7			
崩縫	NGTR			
	JCL			
	2C1			
	C2			
柱	C3			
	P1			
	P2			
	P3			
剛柱	P4			
	P5			
	P6			
	P7			
既設	G1			
	G2			
	G3			
	G4			
大梁	G5			
	G6			
	G7			
	G8			
小梁	G9			
	G10			
	G11			
	G12			
既設ブリース	Br1			
	Br2			
	Br3			
	Br4			
崩縫	GIR1			
	GIR2			
	GIR3			
	GIR4			

変更後

変更理由

材料に係る記載内容を拡充化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

添付説明書一巻2-VI付録2

第2施設物処理所 鋼材一覧
鉄骨部材、基礎梁、基礎柱に関する各部材一覧(配筋図)を、添説2-VI.付2-1表～添説2-VI.付2-8表に示す。

添説2-VI.付2-1表 鉄骨部材一覧

区分	部材	番号	鋼材断面	材質
柱	NC1			
	NC2			
	NP1			
	NP2			
間柱	NP3			
	NP4			
	NP5			
	NP6			
大梁	NP7			
	NP8			
	NP9			
	NP10			
小梁	NP11			
	NP12			
	NP13			
	NP14			
新設	NIG1			
	NIG2			
	NIG3			
	NIG4			
水平梁 (耐風梁)	NIG5			
	NCG1			
	NCG2			
	NCG3			
片持ち梁	NCG4			
	NBR1			
	NBR2			
	NBR3			
水平ブリース 鉛直ブリース	NBR4			
	NBR5			
	NBR6			
	NBR7			
崩縫	NGTR			
	JCL			
	2C1			
	C2			
柱	C3			
	P1			
	P2			
	P3			
剛柱	P4			
	P5			
	P6			
	P7			
既設	G1			
	G2			
	G3			
	G4			
大梁	G5			
	G6			
	G7			
	G8			
小梁	G9			
	G10			
	G11			
	G12			
既設ブリース	Br1			
	Br2			
	Br3			
	Br4			
崩縫	GIR1			
	GIR2			
	GIR3			
	GIR4			

5070

5070

変更対象を黒文字下線もしくは黒線用い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線用いで示す。

添付 3

変更前(令和3年2月25日付 原規規第210254号にて認可)

変更後		変更理由																									
表へ説-38 仕上ペレット貯蔵庫 仕様表 (1/2)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 15%;">改訂料可との 年月日</td><td style="width: 85%;">許可番号: 110101 1月1日付</td></tr> <tr> <td>新規場所</td><td>既存・既設名称 (3) 工場・施設工場 ベレット貯蔵庫</td></tr> <tr> <td>現用名</td><td>US-ペレット貯蔵庫 仕上ペレット貯蔵庫</td></tr> <tr> <td>変更内容</td><td> <p>(1) 改造</p> <p>(2) 改造</p> <p>・耐火構造のほか、取扱方法、改造した部品を新設する。</p> <p>・耐震性向上のための構造物止版を設置する。</p> <p>・転倒防止のための底脚止頂部を設置する。</p> <p>・改変</p> <p>・耐震性向上のための構造物止版を設置する。</p> <p>・転倒防止のための底脚止頂部を設置する。</p> <p>1式</p> <p>(1) 10名</p> <p>(2) 110名</p> <p>(3) 30名</p> </td></tr> <tr> <td>型式</td><td>ローラーニンペア式</td></tr> <tr> <td>主要な部材</td><td>鋼板へ@-38</td></tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td><td>(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/></td></tr> <tr> <td>その他の構成部品</td><td>ベレットトレイ</td></tr> <tr> <td>その他の性能</td><td>-</td></tr> <tr> <td>取扱い物質の状態</td><td>US-ペレット</td></tr> <tr> <td>技術的制約の停止</td><td>既燃料料斗の揚昇停止</td></tr> <tr> <td>技術的制約の停止</td><td> <p>(4.1.1) 他の部品を新設する。</p> <p>・側面壁以下 ・側面高さ 10.7cm 以下 ・側面幅 10.7cm 以下</p> <p>中性子遮蔽板を設置</p> <p>(4.2.1) 施設構造の遮蔽性を確保する方法については、図へ説-38 参照</p> <p>中性子遮蔽板を設置する場合、遮蔽性を確保する方法については、図へ説-38 参照</p> <p>(4.2.2) 既設構造の遮蔽性を確保する方法については、図へ説-38 参照</p> <p>(4.3.1) 安全機能を有する部位の遮蔽</p> <p>(4.3.2) 工場構造に位置する。他構造の工場については次回以降提出する。</p> <p>(4.3.3) 一時的な支持地盤を有する場合は次の工場構造工場の土間コラムードに設置する。</p> </td></tr> <tr> <td>安全機能を有する部位の遮蔽</td><td> <p>(5.1.R1) 十分な支持地盤を有する場合は次の工場構造工場の土間コラムードに設置する。</p> </td></tr> </table>	改訂料可との 年月日	許可番号: 110101 1月1日付	新規場所	既存・既設名称 (3) 工場・施設工場 ベレット貯蔵庫	現用名	US-ペレット貯蔵庫 仕上ペレット貯蔵庫	変更内容	<p>(1) 改造</p> <p>(2) 改造</p> <p>・耐火構造のほか、取扱方法、改造した部品を新設する。</p> <p>・耐震性向上のための構造物止版を設置する。</p> <p>・転倒防止のための底脚止頂部を設置する。</p> <p>・改変</p> <p>・耐震性向上のための構造物止版を設置する。</p> <p>・転倒防止のための底脚止頂部を設置する。</p> <p>1式</p> <p>(1) 10名</p> <p>(2) 110名</p> <p>(3) 30名</p>	型式	ローラーニンペア式	主要な部材	鋼板へ@-38	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>	その他の構成部品	ベレットトレイ	その他の性能	-	取扱い物質の状態	US-ペレット	技術的制約の停止	既燃料料斗の揚昇停止	技術的制約の停止	<p>(4.1.1) 他の部品を新設する。</p> <p>・側面壁以下 ・側面高さ 10.7cm 以下 ・側面幅 10.7cm 以下</p> <p>中性子遮蔽板を設置</p> <p>(4.2.1) 施設構造の遮蔽性を確保する方法については、図へ説-38 参照</p> <p>中性子遮蔽板を設置する場合、遮蔽性を確保する方法については、図へ説-38 参照</p> <p>(4.2.2) 既設構造の遮蔽性を確保する方法については、図へ説-38 参照</p> <p>(4.3.1) 安全機能を有する部位の遮蔽</p> <p>(4.3.2) 工場構造に位置する。他構造の工場については次回以降提出する。</p> <p>(4.3.3) 一時的な支持地盤を有する場合は次の工場構造工場の土間コラムードに設置する。</p>	安全機能を有する部位の遮蔽	<p>(5.1.R1) 十分な支持地盤を有する場合は次の工場構造工場の土間コラムードに設置する。</p>	機器の員数の内訳の表記を適正化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
改訂料可との 年月日	許可番号: 110101 1月1日付																										
新規場所	既存・既設名称 (3) 工場・施設工場 ベレット貯蔵庫																										
現用名	US-ペレット貯蔵庫 仕上ペレット貯蔵庫																										
変更内容	<p>(1) 改造</p> <p>(2) 改造</p> <p>・耐火構造のほか、取扱方法、改造した部品を新設する。</p> <p>・耐震性向上のための構造物止版を設置する。</p> <p>・転倒防止のための底脚止頂部を設置する。</p> <p>・改変</p> <p>・耐震性向上のための構造物止版を設置する。</p> <p>・転倒防止のための底脚止頂部を設置する。</p> <p>1式</p> <p>(1) 10名</p> <p>(2) 110名</p> <p>(3) 30名</p>																										
型式	ローラーニンペア式																										
主要な部材	鋼板へ@-38																										
寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>																										
その他の構成部品	ベレットトレイ																										
その他の性能	-																										
取扱い物質の状態	US-ペレット																										
技術的制約の停止	既燃料料斗の揚昇停止																										
技術的制約の停止	<p>(4.1.1) 他の部品を新設する。</p> <p>・側面壁以下 ・側面高さ 10.7cm 以下 ・側面幅 10.7cm 以下</p> <p>中性子遮蔽板を設置</p> <p>(4.2.1) 施設構造の遮蔽性を確保する方法については、図へ説-38 参照</p> <p>中性子遮蔽板を設置する場合、遮蔽性を確保する方法については、図へ説-38 参照</p> <p>(4.2.2) 既設構造の遮蔽性を確保する方法については、図へ説-38 参照</p> <p>(4.3.1) 安全機能を有する部位の遮蔽</p> <p>(4.3.2) 工場構造に位置する。他構造の工場については次回以降提出する。</p> <p>(4.3.3) 一時的な支持地盤を有する場合は次の工場構造工場の土間コラムードに設置する。</p>																										
安全機能を有する部位の遮蔽	<p>(5.1.R1) 十分な支持地盤を有する場合は次の工場構造工場の土間コラムードに設置する。</p>																										

変更対象を黒文字下線もしくは黒字で示し、変更箇所を赤文字下線もしくは赤字で示す。

添付 4

変更前(令和3年2月25日付 原規規第2102254号にて認可)

別表～図-11 運搬台車 材料一覧

機器名	部位	部品名	材料
運搬台車(1)～(7)	主要な構造材	柱(運搬台車(1)～(7)) はり(運搬台車(1)～(7))	木材
ワランを載り扱う部位	ワラン	木板	木板
その他	アングルボルト(運搬台車(1)～(7)) 落下防止スクリュー 落下防止盤 ストップバー	アングルボルト(運搬台車(1)～(7)) 落下防止スクリュー 落下防止盤 ストップバー	材料

平版件との対応：[504]

別表～図-11 運搬台車 材料一覧

別表～図-11 運搬台車 材料一覧			
機器名	部位	部品名	材料
運搬台車(1)～(7)	主要な構造材	柱(運搬台車(1)～(7)) はり(運搬台車(1)～(7))	木材
ワランを載り扱う部位	ワラン	木板	木板
その他	アングルボルト(運搬台車(1)～(7)) 落下防止スクリュー 落下防止盤 ストップバー	アングルボルト(運搬台車(1)～(7)) 落下防止スクリュー 落下防止盤 ストップバー	材料

事実件との対応：[504]

変更後	変更理由
	<p>部位名の表記を適正化するため、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

1363

1368

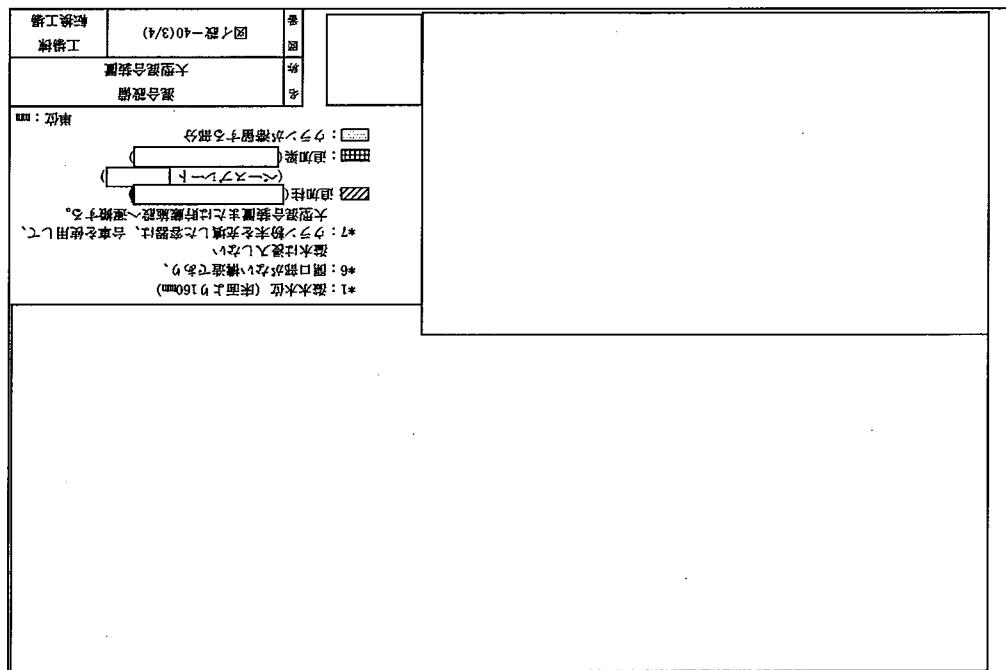
変更対象を黒文字下線もしくは黒線組い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線組いで示す。

添付 5

変更前(令和3年2月25日付 原規規第2102254号にて認可)

変更後

凡例の表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。



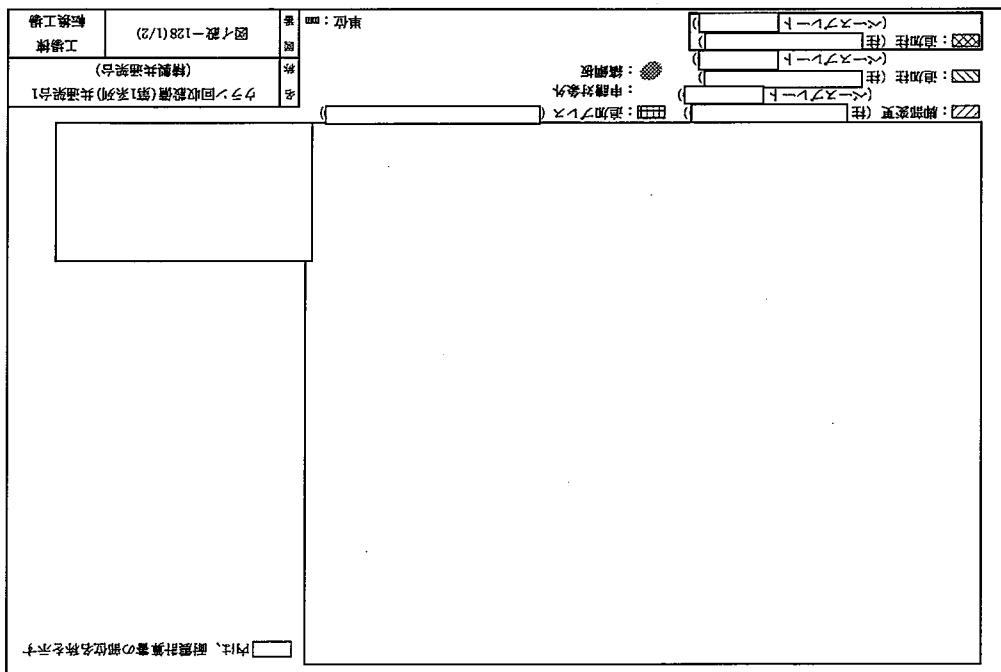
2771

変更対象を黒文字下線もしくは黒線引き、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線引きで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規第2102254号にて認可)

変更後

凡例の表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。



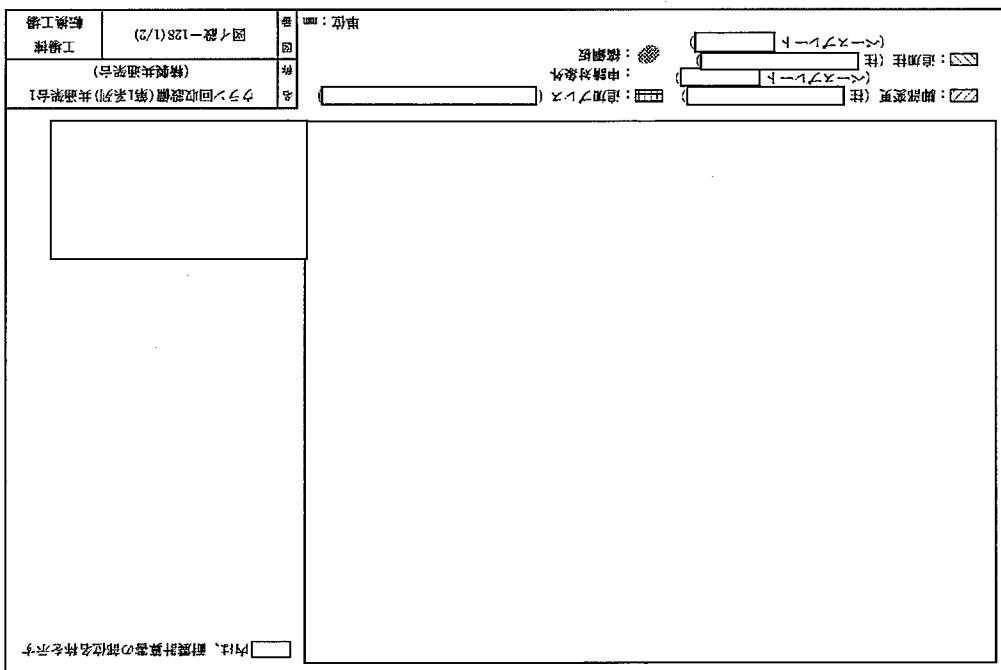
2933

変更対象を黒文字下線もしくは黒線引い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線引いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規第2102254号にて認可)

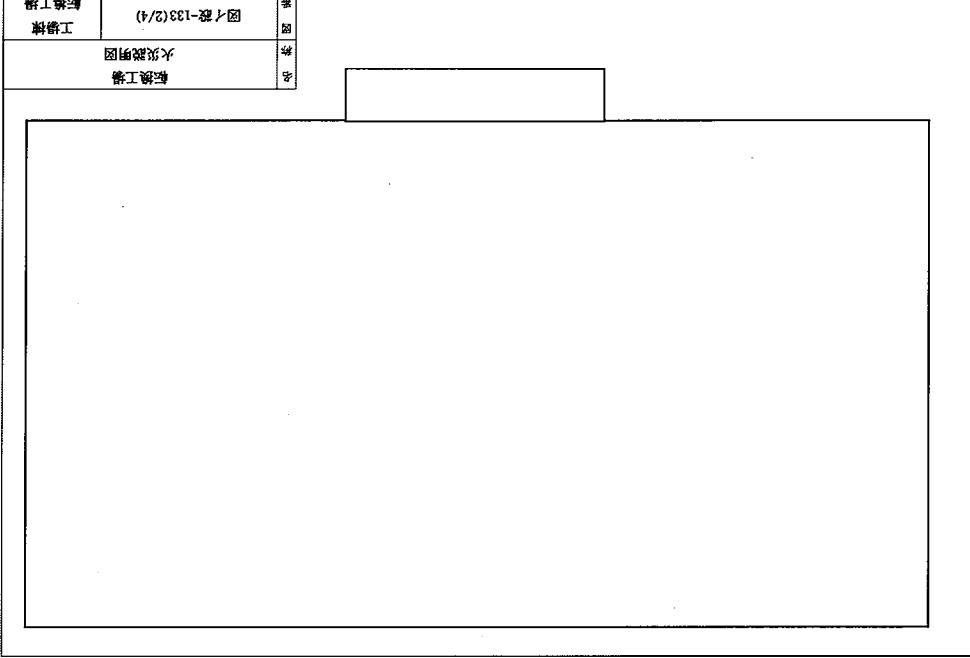
変更後

凡例の表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。



2933

添付 6

変更前(令和3年2月25日付原規範第2102254号にて認可)		
変更後	<p>火災源の名称の表記を適正化するため、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p> 	変更理由 2943

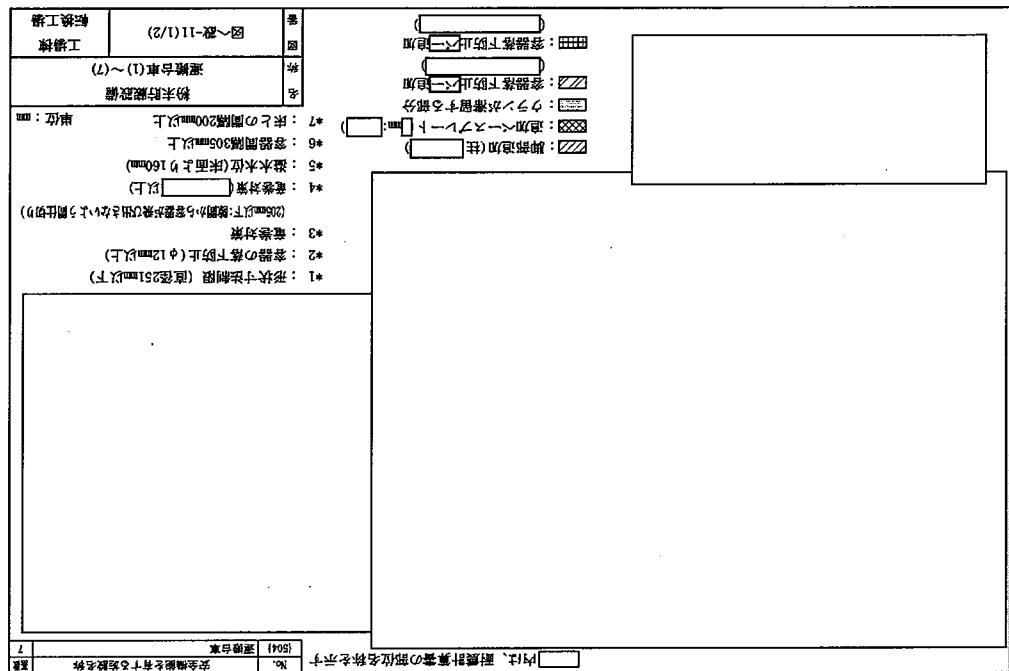
変更対象を黒文字下線もしくは赤線附し、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線附しで示す。

添付 7

変更前(令和3年2月25日付 原規規第2102254号にて認可)

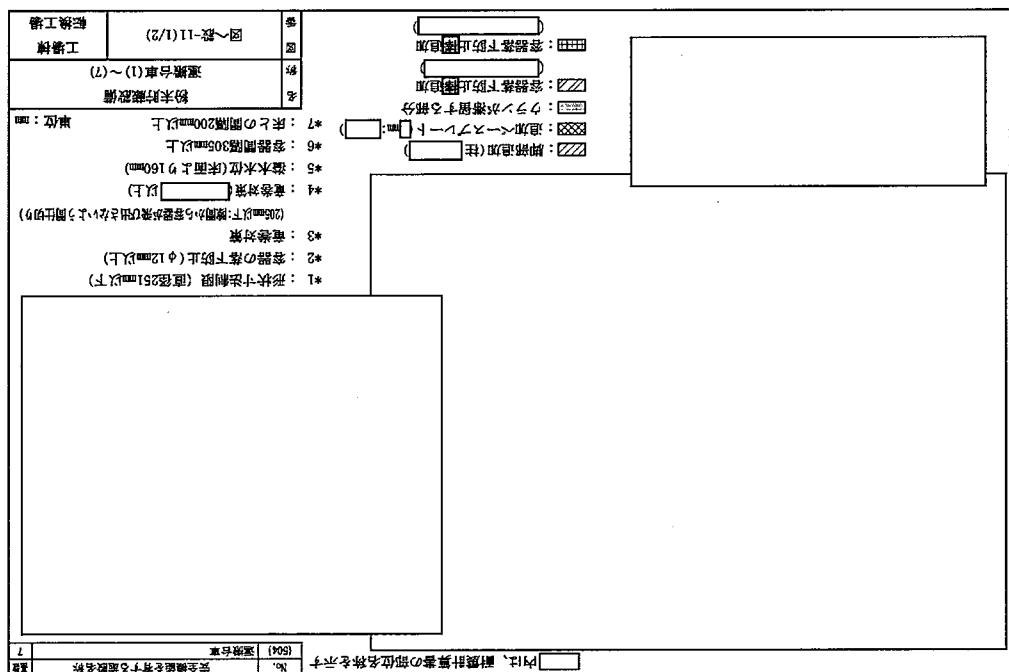
変更後

部位名称及び材料の表記を適正化するため。
なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

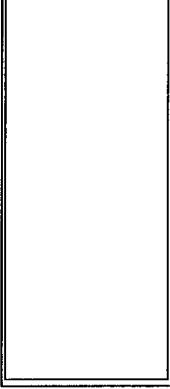
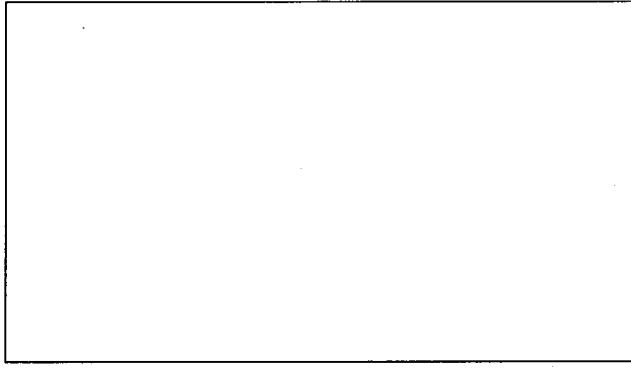


3503

変更対象を黒文字下線もしくは赤文字下線で示す。



32

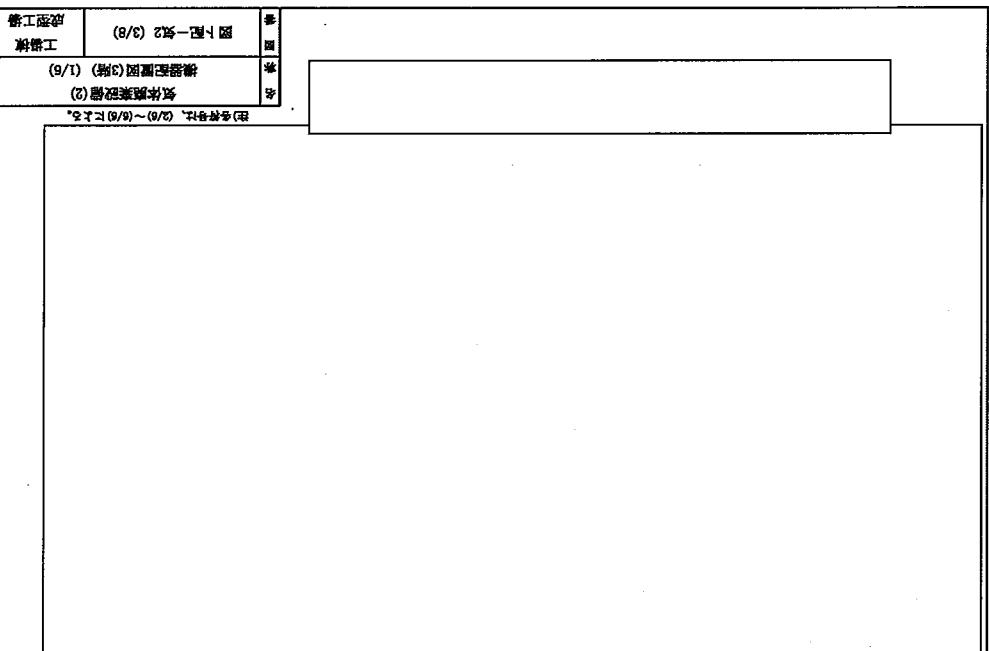
変更前(令和3年2月25日付 原規範第2102254号にて認可)		
	<p>変更後</p> <p>変更理由</p> <p>部位名称及び材料の表記を適正化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p> <p>図～表-11(2/2) 工場用 機器 機械 機器台車(1)～(7) ※1：形状寸法規範(直径251mm以下) ※2：容器の蓋下限以上(612mm以上) ※3：容器の蓋下限以上(612mm以上) ※4：ガラス部品等5部分</p>  	<p>変更箇所を赤文字下線もしくは黒線塗りで示す。</p> <p>3504</p>

添付 8

変更前(令和3年2月25日付原規発第2102254号にて認可)	変更後	<p>変更理由</p> <p>機器配置の表示を適正化するため。 なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
---------------------------------	-----	---

3575

変更対象を黒文字下線もしくは墨線で、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線で示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規第2102254号にて認可)	変更後	変更理由
		<p>機器配置の表示を適正化するため。なお、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>  <p>3576</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線用い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線用い表示す。

添付 9

変更前(令和3年2月25日付 原規範第2102254号にて認可)

機器名 部品名 区分 工具種類 成形工具 ノンパンチ加工 機器単位 員数 合計 機器種類の最大耐荷能力及び許容荷重の最大耐荷量(3/4)	機器名 部品名 区分 工具種類 成形工具 ノンパンチ加工 機器単位 員数 合計 機器種類の最大耐荷能力及び許容荷重の最大耐荷量(3/4)
機器種類 機器名 区分 工具種類 成形工具 ノンパンチ加工 機器単位 員数 合計 機器種類の最大耐荷能力及び許容荷重の最大耐荷量(3/4)	機器種類 機器名 区分 工具種類 成形工具 ノンパンチ加工 機器単位 員数 合計 機器種類の最大耐荷能力及び許容荷重の最大耐荷量(3/4)

4923

変更後
変更理由

機器の員数の内訳の表記を
適正化するため。
なお、適合性評価における
影響がなく、加工施設の保
全上支障のない変更であ
る。

変更対象を黒文字下線もしくは墨線用い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線用い表示す。

4923